

## 次世代育成支援のための行動計画

首都高メンテナンス神奈川株式会社

社員の働き方を見直し、子育てのしやすい会社環境を構築し、より一層係れるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 4月 1日～令和6年3月31日までの5年間

2. 内容

目標：育児休業取得率を、男性7%、女性83%とする

<取組>

●法令を上回る育児休暇の制定

- ・3歳に達する日の前日までの子を養育する社員は、育児休業を取得できる
- ・小学校3年生までの子を養育する社員がその子の看護を行う場合特別休業を取できる
- ・配偶者が出産する際、小学校就業前の子を養育する場合、特別休業を取得できる
- ・生後満一歳に達しない子を育てるため必要があるときは、1日1時間を上限として育児時間を受ける事ができる

●制度を利用するための周知と方法の徹底

- ・社内ネットワークを使った情報発信
- ・相談窓口の設置
- ・朝礼や会議などでの情報共有